

余裕期間制度適用工事（フレックス方式）に関する特約条項

（実工事期間の設定等）

第1条 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期とする。

2 実工事期間は、次項（第4項の規定により締結したものとみなされる場合を含む。）又は第6項の規定により締結する覚書（覚書の内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に定めるところによる。

3 甲及び乙は、実工事期間について覚書を締結するものとする。

4 実工事期間について甲が定める期限までに乙の通知がなかった場合は、乙は、全体工期を実工事期間として甲に通知したものとみなす。また、甲及び乙は、全体工期を実工事期間として覚書を締結したものとみなす。

5 乙は、実工事期間を変更しようとする場合には、あらかじめ、変更しようとする事項及び変更の理由を甲に申し出て、甲に協議しなければならない。

6 甲及び乙は、前項の協議の上、実工事期間の変更について覚書を締結するものとする。

（現場代理人及び主任技術者等の届出の特例）

第2条 豊田市工事請負契約約款第10条第1項中「この契約締結後5日以内に」とあるのは、「この契約締結後5日を経過する日又は実工事期間の始期の前日のいずれか遅い日までに」と読み替えて、同項の規定を適用する。